



鳥取県警察本部長告示 第 42 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づき、次のように意見の聴取を行うので公示する。

令和8年7月30日

鳥取県警察本部長



意見の聴取の期日及び場所

令和8年8月25日 午前10時00分から
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津216

鳥取県警察本部
運転免許試験場